

## 任意の構造計算適合性判定

- ◆ 建築基準法に基づく構造計算適合性判定を要しない案件についても、建築主・所管行政庁等のご依頼により任意の構造計算適合性判定業務を行います。
  
- ◆ 適合性判定(任意)の対象範囲
  - ① 既存不適格建築物に増築、改築する場合(建築基準法第 86 条の7)
  - ② 全体計画の認定に係る建築物の場合(建築基準法第 86 条の8)
  - ③ 密集市街地整備法の認定に係る建築物の場合〔みなし確認の対象〕(密集市街地整備法第5条及び第7条)
  - ④ バリアフリー法の認定に係る建築物の場合〔みなし確認の対象〕(バリアフリー法第 17 条及び第 18 条)
  - ⑤ 長期優良住宅の認定に係る建築物の場合〔みなし確認の対象〕(長期優良住宅法第6条及び第 8 条)
  - ⑥ その他(仮設建築物・仮使用承認の建築物など H19 年国住指第 1332 号の技術的助言等から)

※なお、上記の対象建築物について、判定業務を依頼する場合は所管行政庁等と法に基づく構造計算適合性判定の取扱い、その他必要な事項に関して事前に確認してください。

※任意の構造計算適合性判定の申し込みの際は、事務局にお問い合わせください。

### 【連絡先】

一般財団法人 にいがた住宅センター 構造判定課

〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町 15-2 公社総合ビル 7 階

TEL : 025-283-0851 / FAX : 025-283-1148 / Mail : wakui@nphcc.or.jp